

報告第10号

専決処分について報告の件

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、請負契約額の変更について次のとおり専決処分したので報告するものであります。

令和3年12月1日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

請負契約額の変更

町は、請負契約の額を次のとおり変更する。

- 1 工 事 名 芽室町保健福祉センター改修工事
- 2 工事の場所 芽室町保健福祉センター
- 3 契 約 金 額 変更前 76,120,000円  
変更後 78,518,000円
- 4 契約の相手方 丸富士三浦・千葉特定建設工事共同企業体  
代表者 芽室町東芽室基線3番地  
丸富士三浦建設株式会社  
代表取締役 三浦 平靖
- 5 契 約 期 間 自 令和3年6月 2日  
至 令和4年3月10日
- 6 工事の概要 内部改修工事一式（建築主体、電気設備、機械設備）。旧保健福祉課、子育て支援課執務室等を改修するもの。  
①1階 育児ネット室、産後ケア室、授乳室、みんなトイレ、男子トイレ、女子トイレ  
②2階 社会福祉協議会事務室、憩いのサロン、ふれあいルーム
- 7 変 更 内 容 冷暖房設備の配管ルート及び既存換気設備の位置の変更等  
令和3年11月19日 専決処分

説 明

芽室町保健福祉センター改修工事について、工事請負契約書第25条の規定により、請負契約額について変更契約を締結したものであります。